

## 『在宅医療点数の手引』2010年度改定版 正誤表

(2011年12月28日現在)

頁	訂正箇所	誤	正
39	表中「届出可能な医療機関」欄	診療所・許可病床数 200 床未満の病院・半径 4km 以内に <u>支援診療・支援病院</u> がない許可…	診療所、許可病床数 200 床未満の病院、半径 4km 以内に <u>診療所</u> がない許可…
63	(管理栄養士に係る算定点数)表の「同日算定不可」欄	訪問 <u>栄養</u> 、	訪問 <u>薬剤</u> 、
97	表中、「別に算定できる点数」欄の①	①週 <u>3日</u> 以上の訪問診療を…	①週 <u>3回</u> 以上の訪問診療を…
173	右段、「明細書記載の要点」内、(1)の上から3行目	項に <u>中</u> と表示…	項に <u>中</u> と表示…
173	右段、「明細書記載の要点」内、(2)の上から3行目	<u>輸</u> 又は…	<u>輸</u> 又は…
174	左段、最下段	薬 剤 <u>3,212</u>	薬 剤 <u>3,248</u>
174	右段、最下段	(7日分) <u>785×4</u>	(7日分) <u>812×4</u>
189	明細書記載例中、摘要欄	栄養用ディスク経鼻用・一般用(1本) <u>17</u> ×4	栄養用ディスク経鼻用・一般用(1本) <u>18</u> ×4
215	表中、最下段、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」の「訪問看護」欄	<u>○</u>	<u>×</u>
234	下段表、(9)「サービス提供の特徴」の「介護」欄	○居宅療養管理指導、 <u>訪問看護</u> 、訪問リハ等の居宅サービス…	○居宅療養管理指導、訪問リハ等の居宅サービス…
294	表中、「提供サービス」欄の14番	<u>介護予防</u> 訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション
306	右段、上から14行目	5) 介護保険法第115条の <u>29</u> 第4項…	5) 介護保険法第115条の <u>35</u> 第4項…
307	左段、下から1~4行目	78条の <u>9</u> 各号、第84条各号、第92条第1項各号、第104条代1項各号、第114条第1項各号、第115条の <u>8</u> 第1項各号、第115条の <u>17</u> 各号及び第115条の <u>26</u> 各号の…	78条の <u>10</u> 各号、第84条各号、第92条第1項各号、第104条代1項各号、第114条第1項各号、第115条の <u>9</u> 第1項各号、第115条の <u>19</u> 各号及び第115条の <u>29</u> 各号の…
405	No.77の回答欄	77. <u>医療機関と訪問看護ステーションが「特別の関係」にあり、かつ当該医療機関の医師が指示書を交付している場合を除いて算定できる。なお、訪問看護が介護保険で行われる場合は「特別の関係」であってもそれぞれ算定できる。</u> ※「特別の関係」については、 <u>付録 1</u> を参照(P.590)。	77. <u>算定できる。</u> <u>修正の理由</u> 「同一日」の取扱いとして、訪問診療等の後であっても、病状の急変等の理由で患者から求めがあり往診を行った場合は、それぞれ算定できるため。
492	<u>症例2</u> 、上段の枠囲み	2010年8月14日 PM 7:00 死亡。	2010年8月14日 AM 7:00 死亡。
492	カレンダー内 8月13日	<u>訪問診療</u>	<u>削除</u>
493	左段、上から26行目	<u>8/13 在宅患者訪問診療料(在宅) 830点</u>	<u>削除</u>
493	左段、上から27行目	在宅患者訪問看護・指導料 <u>算定不可</u>	在宅患者訪問看護・指導料( <u>3日目まで</u> ) <u>555点</u>
493	左段下の「合計請求点数」枠囲み表題部分	合計請求点数(診療実日数 <u>10日</u> )	合計請求点数(診療実日数 <u>9日</u> )
493	左段下の「合計請求点数」枠囲み、上から4行目	830点× <u>8</u> = <u>6,640点</u>	830点× <u>7</u> = <u>5,810点</u>
493	左段下の「合計請求点数」枠囲み、上から10行目	555点× <u>3</u> = <u>1,665点</u>	555点× <u>4</u> = <u>2,220点</u>
493	左段下の「合計請求点数」枠囲み、最下段	合計 <u>29,048点</u>	合計 <u>28,773点</u>
493	右段下の「合計請求点数」枠囲み表題部分	合計請求点数(診療実日数 <u>10日</u> )	合計請求点数(診療実日数 <u>9日</u> )
495	左段、「点数記入欄」の「⑩再診」	再 診 69× <u>2</u> 回 <u>138</u> 外来管理加算 52× <u>2</u> 回 <u>104</u>	再 診 69× <u>1</u> 回 <u>69</u> 外来管理加算 52× <u>1</u> 回 <u>52</u>
495	左段下、「療養の給付欄」の「請求点数」	<u>3,385</u>	<u>3,264</u>
534	最下行に、右の通り(3)を追加	<u>(3) (2) の場合、「摘要」欄にその必要を認めた診療日と理由、訪問看護・指導を行った日を記載する。</u>	
540	レセプト摘要欄	*在宅患者訪問看護・指導料(看護師)555× <u>6</u> (急性) 655× <u>2</u>	*在宅患者訪問看護・指導料(看護師)555× <u>5</u> (急性) 655× <u>3</u>
540	レセプト「請求点」欄	<u>14,676</u>	<u>14,776</u>
582	レセプト摘要欄の右下に、右記を追加		<u>介</u>

最新の正誤表については、保団連 HP(<http://hodanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介していきますので、ご確認ください。